

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令改正案のポイント

I. 改正の概要

(1) 評価内容の充実

認証評価機関（以下「機関」という。）が定める評価基準（「大学評価基準」）に共通して定めなければならない内容等として新たに次の事項を規定する。

(評価項目)

- ① 大学における教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み（以下「内部質保証の機能」という。）に関する事
- ② 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事

(重点評価項目の設定)

- ③ 内部質保証の機能に関する事については評価において重視すべき事項とする事

(その他)

- ④ 設置計画履行状況等調査における「警告」「是正意見」等への対応状況を確認する事

(2) 評価の質の向上

評価の質の向上に向けて機関の体制及び評価方法として次の内容を規定する。

- ① 機関は、評価に関する規定や組織の運営状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとする事
- ② 評価において改善等を大学に指摘した場合、当該大学からの求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしている事
- ③ 評価の過程において高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から意見を聞かなければならないこととする事

(3) 高等専門学校への準用

高等専門学校の機関別評価においては、従前、大学の機関別評価の内容を準用していることから、上述の（1）、（2）の内容についても、高等専門学校の機関別評価に準用することとする。

II. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日とする。

（機関における新たな評価基準等への改訂及び新基準の各大学への周知（平成 28 年度）、評価受審前年に行う各大学の自己点検・評価（平成 29 年度）の期間を考慮。）